

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 2
- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 3
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 4

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局市政変革推進室】 5

◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競走電話投票実施規程の一部を改正する規程【公営競技局ボートレース事業課】 8

北九州市告示第 4 2 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
3 M s 訪問看護ステー ション	北九州市小倉北区高坊二丁目 1 2 番 1 0 - 6 0 2 号	令和 7 年 1 1 月 1 日

北九州市告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月12日

北九州市長 武内和久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4064 85	訪問介護支援未	北九州市小倉北区神岳二丁目6番3号	合同会社干支の和	令和7年11月1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6912 07	訪問看護ステーション言の葉	北九州市八幡西区鷹の巣一丁目8番7号 ギャラン鷹の巣206	合同会社言の葉	令和7年11月1日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1031 99	リハビリ特化型デイサービスGOAL-D	北九州市門司区黒川西三丁目10番19号	株式会社MAHALO	令和7年11月1日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5062 68	ケアプランセンターロータス	北九州市小倉南区若園三丁目18番27号	合同会社魁時	令和7年11月1日

北九州市告示第 4 2 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 4 0 6 4 4 4	グリーンサービス	北九州市小倉北区馬借二丁目 6 番 1 1 - 2 9 0 1 号 オリエン トビル	有限会社ウェーブ	令和 7 年 1 0 月 3 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 6 7 7 9 1 1 3 9	訪問看護しずく	北九州市小倉南区徳力新町二丁目 1 5 番 1 6 号	合同会社フィクサス	令和 7 年 1 0 月 3 1 日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 1 0 3 0 4 1	サンエス介護レンタル	北九州市門司区大里原町 3 番 1 2 号	有限会社サンエスクリエイツ	令和 7 年 1 0 月 3 1 日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 1 0 3 0 5 8	サンエス介護レンタル	北九州市門司区大里原町 3 番 1 2 号	有限会社サンエスクリエイツ	令和 7 年 1 0 月 3 1 日

北九州市公告第 7 7 4 号

中小規模の市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 2 月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和 7 年 1 2 月 2 9 日から令和 8 年 1 月 2 日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 1 月 1 6 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

令和 8 年 1 月 1 4 日から同月 1 6 日までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市庁舎地下2階第2入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に

違反した入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局市政変革推進室（財産活用推進担当）

電話 093-582-2007

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿 地目	実測面積 (㎡)	最低売却価 格(円)	
24	小倉南区北方二丁目905番12	宅地	1,339.88	67,270,000	令和8年2月17日(火)午前10時
25	小倉南区北方二丁目948番1	雑種地	1,246.99	39,530,000	令和8年2月17日(火)午前11時
26	若松区響南町3番1	宅地	2,223.03	66,470,000	令和8年2月18日(水)午前10時
27	若松区本町一丁目214番	宅地	554.03	25,710,000	令和8年2月18日(水)午後2時

北九州市公営競技局管理規程第10号

北九州市モーターボート競走電話投票実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年11月12日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市モーターボート競走電話投票実施規程の一部を改正する 規程

北九州市モーターボート競走電話投票実施規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通信回線」を「インターネット回線網」に改め、「電話機その他の」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「インターネット回線網を介して勝舟投票券（以下「舟券」という。）の購入内容を直接入力する方式」に改め、同条各号を削る。

第4条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかの方式で」を「公営競技事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する銀行（以下「指定銀行」という。）を利用し、」に改め、同条各号を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

（加入者番号等）

第7条 管理者は、加入者の加入者番号、認証番号及び認証用パスワードについて第20条に規定する電話投票の受付方式ごとに必要となるものを定め、加入者は、自己の暗証番号又は投票用パスワードを定めて、それぞれ相手方に通知するものとする。

（口座の開設）

第8条 加入者は、指定銀行に電話投票のための普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

第9条第1項中「購入代金を指定口座、電話投票専用口座又は普通口座から市に納付するため、預金口座振替依頼書（次項及び第13条において「振替依頼書」という。）を、管理者が指定する日までに当該口座を開設した取扱金融機関又は指定金融機関」を「購入に充てる予定の金額を市の預金口座に振り替えるため、預金口座振替依頼書（次項において「振替依頼書」という。）を管理者が別に定める日までに指定銀行」に改め、同条第2項中「取扱金融機関及び指定金融機関」を「指定銀行」に改める。

第10条を次のように改める。

（電話投票の利用開始期日の通知）

第10条 管理者は、加入者が第8条及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が、同条第2項に定める手続を完了した場合は、遅滞なく電話投票の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

第11条を削る。

第12条第3号から第10号までを次のように改める。

- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 加入者番号
- (6) 認証番号
- (7) 暗証番号
- (8) 認証用パスワード
- (9) 投票用パスワード
- (10) 電話投票に利用する指定銀行の名称及び口座番号

第12条を第11条とする。

第13条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「指定口座等又は」を削り、同号を同条第2号とし、同条第6号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

- (6) その他この規程に違反したとき。

第13条を第12条とする。

第14条の見出し中「利用の停止」を「入金限度額設定」に改め、同条第1項中「電話投票の利用を停止するよう」を削り、「による電話投票の利用を停止することができる」を「の入金限度額の設定（以下「入金限度額設定」という。）をするものとする」に改め、同条第2項中「電話投票の利用を停止された」を「入金限度額設定を申請した」に改め、「電話投票の利用の停止を解除するよう」を削り、「前項の規定による電話投票の利用の停止を解除することができる」を「当該加入者の入金限度額設定の解除又は入金限度額の変更をするものとする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が別に定める日までの間は、当該加入者は、入金限度額設定の解除又は入金限度額の増額を申請することができない。

第14条第3項を削り、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条中「次条第3項及び第20条」を「次条第1項及び第19条」に改め、「特別無担保方式にあっては、」を削り、同条を第16条とする。

第18条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「特別無担保方式の」を削り、「第27条第1項」を「第26条」に改め、同項を同条第1項とし、同条

第４項中「有担保方式の加入者、無担保方式の加入者又は特別無担保方式の」、「有担保方式においては当該加入者の指定口座預金残高から、無担保方式においては当該加入者の電話投票専用口座預金残高から、特別無担保方式においては」及び「次条第１項又は第２項の規定により無担保方式の加入者又は特別無担保方式の」を削り、同項を同条第２項とし、同条第５項を同条第３項とし、同条を第１７条とする。

第１９条の見出し中「及び組戻指定」を削り、同条第１項を削り、同条第２項中「特別無担保方式の」を削り、「前条第３項及び第４項」を「前条第１項及び第２項」に改め、同項を同条第１項とし、同条を第１８条とする。

第２０条中「第１６条第１項」を「第１５条第１項」に改め、同条を第１９条とする。

第２１条第１項を削り、同条第２項中「指定端末方式を利用する」を削り、「から」の次に「受付ＵＲＬを通じて」を加え、「管理者が指定する」を削り、同項を同条第１項とし、同条第３項中「ウェブ方式を利用する」を削り、「から」の次に「パソコン用受付ＵＲＬを通じて」を加え、同項を同条第２項とし、同条を第２０条とする。

第２２条を第２１条とし、第２３条から第２５条までを１条ずつ繰り上げる。

第２６条第１項中「指定口座、電話投票専用口座又は」を削り、同条第２項及び第３項を削り、同条を第２５条とする。

第２７条第１項本文中「第２３条」を「第２２条」に、「有担保方式及び無担保方式にあつては振替日に加入者の指定口座又は電話投票専用口座に、特別無担保方式にあつては振替日」を「前条の振替を行う日（以下この条において「振替日」という。）」に改め、同項ただし書中「有担保方式及び無担保方式にあつては振替日が取扱金融機関の休業日である場合その他やむを得ない理由により振替日に振り替えることができない場合は振替日後の直近の取扱金融機関の営業日に振り替えるものとし、特別無担保方式にあつては」を削り、「指定金融機関」を「指定銀行」に改め、同条第２項を削り、同条を第２６条とする。

第２８条を削る。

第２９条中「第２３条」を「第２２条」に改め、同条を第２７条とする。

第３０条を第２８条とし、第３１条を第２９条とし、第３２条を第３０条とする。

付 則

この規程は、令和７年１１月１２日から施行する。